令和４年１月 31 日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース　Ｖｏｌ.34（※R2.4.13 以降カウント）

※会員専用及び県民向け HP にも掲載しております。　　（一社）島根県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の取り扱い変更について

濃厚接触者の待機期間の再度変更について

①　原則、７日間待機で８日目に解除

②　医療従事者（社会機能維持者）は、４日目及び５日目に検査を行い陰性確認後、５日目から解除が可能。
検査は薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、別添確認書の内容に従って対応してください。

上記いずれの場合であっても、10 日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認や、会食を避けるなどの感染対策を十分に行ってください。

また、以前お知らせしましたが、②医療従事者に対しての期間短縮については、保健所職員から特別に説明されることはないようです。確認等ご注意ください。

感染者急増に対する医療従事者への緊急的対応について

新聞等で記事を見られた方も多いと思いますが、医療従事者は毎日の検査で陰性が確認できた場合、診療を継続することができるとあります。これにはいくつかの要件が満たされる必要がありますので、万が一濃厚接触者が出た場合、保健所の担当者とご相談ください。